

I 章 - みんなのまち 明石市のまちづくり

明石市は、全国に先駆けて「コミュニティ都市」を宣言し、コミュニティづくりに力を注いできました。これまでの多くの人の思いと取り組みの成果をさらに高めるために、明石市の主な取り組みを振り返るとともに、これからまちづくりを考えます。

取り組みの経緯

昭和 46 年	高度経済成長に伴う急激な人口増加の中で、当時の衣笠市長が「人間優先の住みがいのあるコミュニティづくり」を市政運営の柱として取り組む。
昭和 47 年	大蔵コミュニティ・センター（以下コミセン）と大久保コミセンを設立
昭和 50 年	「コミュニティ元年」を宣言
平成 16 年	市政方針の 5 つの重点施策に「市民参画と協働」があげられる。
平成 18 年 2 月	「協働のまちづくり提言」を策定
平成 18 年～	小学校区コミセンの充実化開始
平成 22 年 4 月	「明石市自治基本条例」を施行
平成 23 年 2 月	「(仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会」を設置
平成 23 年 4 月	「明石市市民参画条例」を施行
平成 24 年 11 月	「明石市協働のまちづくり推進条例」中間まとめを作成 モデル事業を実施
平成 28 年 4 月	「明石市協働のまちづくり推進条例」を施行

◆コミセン誕生 昭和 47 年

中学校区ごとに地域住民が集まり、運動や学習、趣味を通して、長期的には住民同士が自分たちの手で住みよい地域社会をつくり上げていくことを目的にコミセン設立構想を打ち出しました。当時このような目的の施設は珍しく、全国各地からの視察がありました。

◆協働のまちづくり提言 平成 18 年

超高齢社会となったことや、自治会等をはじめとする地縁型組織だけでなく N P O やボランティア等の活動も芽生えてきたこと、市行政の各分野において市民ニーズが多様化してきたことなどから、市民と市が共に考え、共に力を出し合いながら新しいまちづくりを目指していく「協働のまちづくり」が重要となり、市民と市の協働について基本的な方針を提言としてまとめました。「地域活動の拠点は小学校区コミセン」等、具体的な提言を受け、市では平成 18 年度から地域での活動を支援するため、小学校区コミセンに所長と職員を配置し、開館時間の延長や小学校区コミセンの施設整備等に取り組んでいます。

◆明石市自治基本条例 平成 22 年

「市民主体のまちづくり」を進めるため、市民、市議会、市長など明石の自治を担う全員で共有しなければならない最も大切なことを条例として定め、平成 22 年 4 月 1 日に施行されました。

キーワードは次の3つです。

◆市政への市民参画

自治の主体は市民であり、市民の市政への参画の機会が保障されていること。

◆協働のまちづくり

市民と市、市民同士は、適切な役割分担のもとで連携し、まちづくりに取り組むこと。

◆情報の共有

市民と市、市民同士は、市民参画や協働のまちづくりを進めるにあたって、互いに情報を共有し合うこと。

※明石市に関わる全ての人が知恵と力を出し合い、これまで以上に積極的に市政に参画することによって「より良い明石のまちづくり」をみんなで進めることを明文化したものです。この理念をまちづくりの実践の中で活かしていくことが重要です。

自治基本条例で定める自治の主体と役割



市民

市民は、市政に関心をもち、積極的に参画するよう努め、まちづくりのための主体的または自主的な活動を自由に行う権利などを有します。

自治の主体

市民、市議会、市長等がそれぞれの役割を果たしながら協力して暮らしやすいまちづくりを進めます。



市長等



市議会

市長は、市政の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政運営などを行います。

市議会は、市民ニーズと地域の実情を把握し、市政の重要事項を決定するとともに、市政に対する監視、調査を的確に行い、適正な執行の確保などを行います。

◆明石市協働のまちづくり推進条例 平成28年

自治基本条例に基づく協働のあり方や、その推進方法、仕組み等を定めるため、平成23年2月明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会を設置し検討を開始。平成24年11月中間まとめを行いました。

平成24年度から26年度まで、協働のまちづくりの仕組み構築に係るモデル事業を市内3小学校区において実施。その取り組み状況等を同条例の内容に反映させました。